

沖縄県県外進学大学生奨学金給付要領

(目的)

第1条 この要領は、沖縄県県外進学大学生奨学金給付要綱（平成28年7月25日付け沖縄県教育委員会教育長決裁。以下「要綱」という。）第27条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(奨学生願書等の提出)

第2条 要綱第4条に規定する奨学生願書、必要書類及び推薦書は別に定める。

(奨学金の給付申請)

第3条 要綱第6条に規定する奨学金給付申請書及び必要書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 奨学金給付申請書（様式第1号）
- (2) 合格を証明する書類の写し
- (3) 入学金等の額及び納付期限を証明する書類の写し
- (4) 大学等修学支援法に規定する学資支給金の採否結果がわかる書類
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (7) その他、知事が必要と認めた書類

(入学支度金の請求)

第4条 要綱第8条第1項に規定する入学支度金にかかる概算払請求書は、奨学金給付申請書と兼ねるものとする。

- 2 同条第2項に規定する精算払請求書は様式第3号によるものとする。
- 3 同条第3項に規定する変更承認申請書は、様式第4号によるものとする。

(月額奨学金の請求)

第5条 要綱第9条に規定する月額奨学金に係る請求書は、様式第5号によるものとする。

(実績報告)

第6条 要綱第10条に規定する入学支度金に係る実績報告書及び必要書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 実績報告書（様式第6号）
 - (2) 大学入学金及び受験料を支払ったことを証明する書類の写し
 - (3) その他、知事が必要と認めた書類
- 2 要綱第10条に規定する月額奨学金に係る実績報告書及び必要書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 実績報告書（様式第7号）
 - (2) その他、知事が必要と認めた書類

(奨学金の継続給付の適格認定)

第7条 要綱第12条第1項に規定する奨学金継続給付申請書及び必要書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 奨学金継続給付申請書（様式第8号）
- (2) 在学証明書
- (3) 成績証明書
- (4) 収入額、所得額、住民税課税額を証する公的な書類（父及び母、又はこれに代わって家計を支えている者）
- (5) 住民票謄本（本人及び出身世帯）
- (6) 授業料の支払を証する書類

- (7) 在学する大学及び後援会等関係団体並びに専攻分野に関わる学外機関が実施する給付型奨学金又は大学等修学支援法に規定する学資支給金を受給している場合は、当該奨学金の受給状況等に係る説明書類
- (8) 大学等修学支援法に規定する学資支給金及び同法第6条に規定する授業料等減免を受けないことを証する書類
- (9) その他、知事が必要と認めた書類

(転学の場合の継続願)

第8条 要綱第13条第1項に規定する転学に係る願出は、様式第9号に在学証明書及び学業成績証明書を添えてするものとする。

(留学に係る届出)

第9条 要綱第14条第1項に規定する留学に係る届出は、様式第10号によるものとする。

(辞退届)

第10条 要綱第15条第3項及び第16条第2項に規定する辞退届は、様式第11号によるものとする。

(給付の停止に係る届)

第11条 要綱第17条第2項に規定する停止に係る届は、様式第12号によるものとする。

2 停止に係る届に関して、要綱別表4の停止区分1、3及び5に該当するときは、次の各号に掲げる停止理由に対応する書類等を添付して、知事あて届け出るものとする。

- (1) 停止区分1のうち休学のとき 休学許可書
- (2) 停止区分1のうち長期欠席のとき その理由を証明する書類
- (3) 停止区分3のとき 転学等により同一年次を重複する事実を証明する書類
- (4) 停止区分4のとき その理由を証明する書類
- (5) 停止区分5のとき 国の修学支援に係る採用通知等
- (6) その他、知事が必要と認めた書類

(奨学金の復活に係る願出)

第12条 要綱第20条に規定する奨学金の復活に係る願出は、奨学金復活願(様式第13号)に、次の各号に掲げる停止理由に対応する書類等を添えてするものとする。

- (1) 停止区分1のうち休学のとき 復学許可証(必要に応じ在学証明書でも代替可とする。)
- (2) 停止区分1のうち長期欠席のとき 長期欠席の理由が止んだことを証明する書類
- (3) 停止区分2のとき 学業成績証明書
- (4) 停止区分3のとき 在学証明書
- (5) 停止区分4のとき 停学処分等停止理由が止んだことを証明する書類
- (6) 停止区分5のとき 国の修学支援に係る廃止又は停止を証明する書類
- (7) 停止区分6のとき 適格認定に係る書類と同一の書類
- (8) その他、知事が必要と認めた書類

(返還免除の願出)

第13条 要綱第19条第1項第1号に該当するときの返還免除の願出は、次に掲げる書類によるものとする。

- (1) 奨学金返還免除願(様式第14号)
- (2) 返還できなくなった事情を証明する書類(家庭状況書)(様式第15号)
- (3) 免除対象者の所得証明書
- (4) その他、知事が必要と認めた書類

2 要綱第19条第1項第2号に該当するときの返還免除の願出は、次に掲げる書類によるものとする。

- (1) 奨学金返還免除願（様式第14号）
- (2) その事実及び程度を証明する医師又は歯科医師の診断書（様式第16号）
- (3) 返還できなくなった事情を証明する書類（家庭状況書）（様式第15号）
- (4) 免除対象者の所得証明書
- (5) その他、知事が必要と認めた書類

（奨学金受給証明書の願出）

第14条 要綱第21条に規定する奨学金受給証明書発行願は、様式第17号によるものとする。

（奨学生等の異動届）

第15条 要綱第22条第1項の各号に該当する場合の届出は、次に掲げる書類に、それぞれの事由が確認できる書類を添えてするものとする。

- (1) 自身又の住所、氏名その他重要な事項に異動を生じたとき 住所等変更届（様式第18号）
- (2) 連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に異動を生じたとき 住所等変更届（様式第18号）及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- (3) 連帯保証人を変更するとき 連帯保証人変更願（様式第19号）及び連帯保証人の住民票謄本
- (4) 奨学金振込口座を変更するとき 奨学金振込口座変更届（様式第20号）

2 要綱第22条第2項に該当する場合の届出は、次に掲げる書類によるものとする。

- (1) 死亡届（様式第21号）
- (2) 戸籍謄本
- (3) その他、知事が必要と認めた書類

（奨学生であった者の届出）

第16条 要綱第23条に規定する卒業後状況届は様式第22号によるものとする。

附 則

（適用期日）

この要領は、平成28年7月25日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年5月31日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年7月17日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年7月17日から適用する。
- 2 令和元年7月17日の前日において採用されていた奨学生については、改正後の第2条第1項第6号の規定にかかわらず、改正前の第2条第1項第5号の規定による取扱いの例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年6月3日から適用する。ただし、改正後の別表第2の規定は令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から適用する。